



(図1) 2階建てで1階と2階に寝室がある場合

我が家にも安心と安全を！ 住宅用火災警報器を 設置しましょう！



住宅火災による全国の死者数は平成15年に1000人を突破して以来、5年連続で10000人を超えています。また、亡くなった方の約6割は65歳以上の高齢者です。社会の高齢化が進んでいることにより、住宅火災が発生したときに逃げ遅れる高齢者が多くなっています。逃げ遅れる方を減らすための対策として法律で整備されたのが、住宅用火災警報器の設置の義務化です。平成23年6月1日からすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化となります。住宅用火災警報器を正しく設置して、火災への対策を行いましょ。

決められた場所に正しく設置しましょう！
住宅用火災警報器は消防法と大船渡地区火災予防条例に基づき、平成23年6月1日からはすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務となります。また、設置場所も定められており(図1)原則として各寝室と2階以上に寝室

がある場合は階段も対象となります。子ども部屋や高齢者のいる居間が寝室に使われて場合も設置の対象となります。台所への設置は義務づけられていませんが設置が望ましいとされています。住宅用火災警報器で早期に火災の発生に気付くよう定められた場所に正しく設置しましょう。

住宅用火災警報器を準備しましょう！

住宅用火災警報器は、ホームセンターや家電量販店でも販売していますので自分で購入して定められた場所に設置できます。本町では、町婦人消防協力隊の協力により秋季火災予防運動に合わせ、各家庭を対象に「警報音・音声警報機能」を搭載した警報器の共同購入事業を行いました。この事業は、共同購入による低価格購入や悪質な訪問販売の被害防止を図ることが目的で各戸を訪問し、設置の義務化をPRしながら共同購入の注文票を配布しました。価格が安く購入できることから共同購入を勧めました。まだ設置していない方は、住宅用火災警報器の設置の準備をお願いします。

住宅用火災警報器で命を守る！

住宅用火災警報器とは？

住宅火災によって死に至った原因の6割は逃げ遅れです。住宅用火災警報器は煙や熱を感じし大きな音を発することで、火災の発生を1秒でも早く知らせます。町では、平成23年6月1日からの住宅用火災警報器設置の義務化へ向けて11月9日の火防点検の際に、高齢者世帯への火災警報器の設置を行いました。今回は、全国消防機器協会の住宅用火災警報器配布モデル事業に本町が選ばれ、100台の住宅用火災警報器と25本の消火器が町内の高齢者世帯に配布されることになり、各地区の消防団員が設置作業を行いました。



高齢者世帯に配布された火災警報器

▼火災警報器の事例

【事例1】 住田町内 居住者は天ぷらを揚げていた。電話が鳴り、その場を離れて通話していたところ、住宅用火災警報器が鳴り近所に助けを求めると、知人が駆けつけ初期消火に成功した。

【事例2】 青森県弘前市内外出先で近隣の建物から住宅用火災警報器の警報音が聞こえたため、建物に入り2階階段踊り場で倒れていた居住者を発見。居住者を抱きかかえ室外に搬送し、消防隊・救急隊に引き継いだ。

【事例3】 秋田県秋田市内2人とも就寝中に火災が発生し、1人は避難行動をとっていた。しかし、火災を発見するのが遅く逃げ遅れにより死亡したと推定。住宅用火災警報器があれば早期に火災を感じし避難できたであろうと考えられる。

住宅火災から命を守る

7つのポイント

- ▼3つの習慣
 - ・寝たばこは絶対やめる。
 - ・ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する。
 - ・ガスコンロなどのそばを離れる時は、必ず火を消す。
- ▼4つの対策
 - ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
 - ・家具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
 - ・火災を小さいうちに消すために住宅用消火器などを設置する。
 - ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力を体制を作る。

悪質な訪問販売に「注意を！」

法外な値段で住宅用火災警報器を売りつける悪質な訪問販売業者がいます。もし、不適正な訪問販売で住宅用火災警報器を購入・契約してしまったら、一定期間内であれば、クーリング・オフ(申込みの撤回や契約の解除)ができます。



共同購入のチラシを配布しました

全国統一標語

火のしまつ 誰がしなくて 誰がする

◆問い合わせ

大船渡地区消防組合
大船渡消防署住田分署
☎46 2119